

農林水産省告示第千八百六十二号

植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）附則第五条第一項の規定に基づき、同法の規定による改正後の植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二十二條の二第一項の規定の例により、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第五項の規定の例により公表する。

令和四年十一月十五日

農林水産大臣 野村 哲郎

指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針

第1 指定有害動植物の総合防除の推進の意義及び基本的な方向

1 指定有害動植物の総合防除の推進の意義

（1）植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3項に定める有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）の防除は、安定的な農業生産の実現に不可欠であり、施肥等と同様、営農活動の基本である。農業者は防除の実施主体として、都道府県や農業者の組織する団体（以下「農業者団体」という。）等から提供される防除に関する情報等を活用しつつ、自らの経営判断の下で防除を実施している。

一方、有害動植物の防除は、自ら栽培する農作物への損害の発生を抑えるだけでなく、周辺ほ場への有害動植物のまん延及び農作物への損害の波及を抑え、地域の農業生産の安定や持続的な発展を支え、我が国の食料の安定供給の確保を図るものとして極めて重要である。

（2）近年、温暖化等による気候変動を背景として、有害動植物の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の早期化及び終息時期の遅延が報告される等、有害動植物のまん延リスクが高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。

環境省が令和2年12月に公表した「気候変動影響評価報告書」においても、気候変動は、農作物の生育や栽培適地の変化、病害虫・雑草の発生量や分布域の拡大等に影響を及ぼし、このことにより、農作物の収量・品質に影響が及び、かつ化学農薬をはじめとする様々な防除手段を講じる必要があることから、直接的・間接的に農家の収入低下等の経済的損失につながる可能性があり、社会／経済の観点から特に重大な影響が認められると評価され、防除対策等の緊急性は高いと評価されている。

（3）また、化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性の発達した有害動植物が発生及びまん延し、そのために従来の防除体系では農作物への損害の発生を抑えることが困難となっている事例が報告されている。さらに、国際的にも化学農薬の使用量低減等による環境負荷の低減への対応が課題となっている。

（4）国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月公表。以下「みどり戦略」という。）を策定し、スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い化学農薬からリスクのより低い化学農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることに加え、従

来の化学農薬に代わる新規農薬等の開発により、「2050 年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減を目指す。」等の目標を掲げた。

- (5) こうした状況の変化や政策に的確に対応し、引き続き有害動植物のまん延防止及び農作物への損害の発生を軽減していくためには、有害動植物の発生に対して化学農薬による防除措置を行うだけではなく、土壌診断に基づく施肥管理、健全な種苗の使用、農作物の残さの除去をはじめとする有害動植物が発生しにくい生産条件の整備により、有害動植物の発生そのものを予防することに重きを置き、気象や農作物の生育状況等を踏まえて有害動植物の発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を有害動植物の防除の基本として、広く農業者に対して総合防除を普及・推進する必要がある。
- (6) 特に、指定有害動植物（法第 22 条第 1 項に規定する指定有害動植物をいう。以下同じ。）は、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要する有害動植物として農林水産大臣が指定するものであることから、特にその総合防除を推進する必要がある。
- (7) このため、国は、指定有害動植物の総合防除に関する基本的な方向等を示すことにより、都道府県や農業者団体等の関係機関と一体となって、その総合防除の推進を図るものとする。このことは、我が国の農業生産の安定及び農業の持続性の確保に資するものである。

2 指定有害動植物の総合防除の推進の基本的な方向

- (1) 法第 22 条第 2 項において、総合防除とは、有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものとされている。

指定有害動植物の総合防除の推進に当たっては、指定有害動植物の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断、駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、気象や農作物の栽培及び生育状況等の地域の実情に応じて、適時に適切な方法を選択して実施するものとする。

- (2) 各指定有害動植物の総合防除の内容は地域の実情により異なる場合があることから、各都道府県においては、その実情に応じて農業者へ適時に適切な防除指導を行うことにより総合防除の実施が図られる必要がある。国は、指定有害動植物の総合防除を推進し、各都道府県において総合防除が円滑かつ効率的に実施されるよう、

- ① 指定有害動植物の総合防除に関する防除指導等の基本的な方向を示し、それに基づいて都道府県が地域の実情に応じた効率的な防除指導を行うことができる仕組みを構築するとともに、
- ② 指定有害動植物の発生の予防に関する措置を含めた総合防除の内容等について、各都道府県で利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等に基づく基本的な事項を示す必要がある。

このため、農林水産大臣は、法第 22 条の 2 第 1 項に基づき、指定有害動植物の総合防除

を推進するための基本的な指針（以下「総合防除基本指針」という。）を定め、都道府県が定める指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（法第 22 条の 3 第 1 項に規定する総合防除計画をいい、以下「総合防除計画」という。）の基本的な方向等を示すものとする。

- （3）都道府県知事は、法第 22 条の 3 第 1 項に基づき、総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、総合防除計画を定めるものとされている。当該総合防除計画においては、法第 22 条の 3 第 2 項に基づき、指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項や指定有害動植物の種類ごとの具体的な総合防除の内容、当該総合防除の内容に基づいた効率的な防除指導を行うための実施体制及び市町村や農業者団体等との連携に関する事項を定めるものとされている。また、都道府県知事は、法第 22 条の 3 第 4 項に基づき、当該総合防除計画を定め、又は変更しようとするときは、関係する市町村及び農業者団体等の意見を聴くよう努めるとともに、法第 22 条の 3 第 5 項に基づき、総合防除計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、公表するものとされている。

さらに、法第 24 条に基づき、農林水産大臣が異常発生時（法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時をいう。以下同じ。）の防除に関する措置（法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時防除をいい、以下「異常発生時防除」という。）を指示した場合における措置の内容及び実施体制に関する事項についても総合防除計画に定めるものとされている。

これらの規定に基づき、都道府県は、総合防除計画を策定することにより、地域の実情に応じた総合防除の具体的な内容や防除指導の体制等を明確にし、農業者に適時に適切な防除指導を行うものとする。

- （4）都道府県知事は、法第 22 条の 3 第 3 項に基づき、地域の全ての農業者が必ず取り組むべき事項を明らかにする観点から、必要に応じ、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を総合防除計画に定めることができるものとされている。

都道府県知事は、遵守事項を定めた場合、法第 24 条の 2 に基づき、指定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するために必要があるときは、農業者に対して、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うものとされている。また、法第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づき、当該遵守事項に即した防除が行われず、かつ、当該指定有害動植物がまん延して周囲の農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合においては、当該農業者に対して、当該遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができ、さらに、その勧告に従わない場合には、当該措置をとるべきことを命ずることができるものとされている。

また、都道府県知事は、農業者へ適時に適切な防除指導を行うという観点から、平時における防除のほか、異常発生時防除に係る遵守事項についても総合防除計画に定めることができるものとされている。

これらの規定に基づき、都道府県は、指定有害動植物のまん延を防止するため、必要に応じ遵守事項を策定することにより、地域全体で必ず取り組むべき総合防除の内容を明確にし、農業者に対して、より効果的かつ効率的な防除指導を行うものとする。

3 指定有害動植物の総合防除の推進体制

国、都道府県、市町村等は以下の役割分担の下、総合防除基本指針及び総合防除計画に即して、指定有害動植物の総合防除を推進するものとする。

(1) 国

- ① 指定有害動植物は国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、その防除について特別の対策を要する有害動植物であることから、国は、指定有害動植物の総合防除を推進するため、最新の科学的知見並びに我が国における発生の状況及び動向を踏まえ、総合防除基本指針において、基本的な方向や指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項等を定めるものとする。
- ② 国は、総合防除基本指針に即して、都道府県や農業者団体等と連携し、総合防除の必要性や総合防除を推進する仕組み等について、農業者の理解の促進に努めるものとする。
- ③ 国は、指定有害動植物の防除を適時で経済的なものとするため、都道府県の協力を得て発生予察事業（法第 23 条第 1 項に規定する発生予察事業をいう。以下同じ。）を実施し、同事業に基づき取りまとめた発生予察情報（以下「発生予察情報」という。）を都道府県や農業者団体等に情報提供するものとする。
- ④ 国は、都道府県からの情報提供等を参考に地域における防除に係る課題等の把握に努めるとともに、試験研究機関等との連携の下、指定有害動植物の生態等の科学的知見の収集、省力・軽労化等に資する新たな防除技術の研究開発や現場での実証、緊急的な防除対策の確立等を推進することにより、総合防除に利用可能な防除技術等の社会実装を進める。また、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等に関する優良事例等の収集及び整理を行いウェブサイトに掲載等することで、都道府県等への情報提供に努めるものとする。

これらの取組により、都道府県等による農業者への防除指導や農業者自らが総合防除に取り組みやすい環境の整備を行うとともに、優良事例に関する取組の横展開を図るものとする。

(2) 都道府県

- ① 都道府県は、当該都道府県における指定有害動植物の総合防除の実施のため、総合防除計画において、地域の実情に応じた総合防除の実施に関する基本的な事項や総合防除の具体的な内容、防除指導の実施体制等を明確化するものとする。
- ② 都道府県は、総合防除計画に即して、市町村、農業者団体その他農業に関する団体等と連携し、農業者への適切な防除指導等を行うとともに、総合防除の必要性等について、農業者の理解の促進に努めるものとする。
- ③ 都道府県は、国の発生予察事業に協力し、当該都道府県内の発生予察情報を地域の農業者等に迅速に提供することにより、適時かつ適切な防除指導に努めるものとする。この情報提供に当たっては、市町村や農業者団体等に対して多様な媒体を活用することにより迅速かつ確実な伝達を行うのみならず、ICT技術の活用等により農業者等に直接提供する体制の整備に努めるものとする。
- ④ 都道府県は、試験研究機関や農業者団体等との連携の下、地域における防除に係る課

題等に対して、他の地域における優良事例等も参考に、防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等を行うことに努めるものとする。実証等に当たっては、農業者が総合防除の取組を経営判断として積極的に自らの営農活動に取り入れることができるよう、総合防除の取組による防除効果や、コスト及び生産性に係るデータの収集及び整理等を行うことによって、慣行の防除体系や防除技術と比べた経営上のメリットの把握に努めるものとする。

また、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等をわかりやすく防除マニュアル等に取りまとめること等により、農業者等への総合防除に関する普及や防除指導に活用するものとする。

(3) 市町村

市町村は、当該市町村内の各地域におけるほ場や農業者に関する情報を把握しており、地域における指定有害動植物の防除指導の一端を担っているという認識の下、所在する都道府県が定める総合防除計画に即して、都道府県や農業者団体等と連携しながら、必要に応じて、農業者への発生予察情報や防除マニュアル等の情報提供等を含む防除指導を行うことにより、総合防除計画に基づく総合防除の実施への協力に努めるものとする。

(4) 独立行政法人や大学等の試験研究機関

独立行政法人や大学等の試験研究機関は、国や都道府県、農業者団体等との連携の下、地域における防除に係る課題等も踏まえ、総合防除の推進に資する病虫害防除に関する基礎的・基盤的な研究のほか、応用研究や開発研究等による防除技術の開発や実証等を進めることにより、新たな科学的知見の収集や、革新的な防除技術の社会実装の推進に努めるものとする。

また、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等をわかりやすく防除マニュアル等に取りまとめることで、都道府県や農業者団体等による農業者への総合防除に関する普及や防除指導が円滑なものとなるよう努めるものとする。

(5) 農業者団体

① 農業者団体は、各地域における農業者の営農活動とつながりが大きく、当該地域における指定有害動植物の防除指導の一端を担っているという認識の下、平時の防除指導等を活用した農業者等との情報交換により、地域の課題や指定有害動植物の発生状況など、地域の実情の把握に努めるとともに、国や都道府県、市町村等から提供される発生予察情報等を農業者等に提供することに努めるものとする。また、所在する都道府県が定める総合防除計画に即して、都道府県等と連携し、地域の実情に応じた適切な防除指導に努めるとともに、総合防除の必要性等について、農業者の理解の促進に努めるものとする。

これらの取組により、農業者団体は、農業者のまとめ役として地域の体制作りを進め、総合防除計画に基づく総合防除の実施への協力に努めるものとする。

② 農業者団体は、都道府県や試験研究機関等が行う防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等への連携に努め、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等をわかりやすく防除暦（栽培暦）等に取りまとめること等により、農業者等へ

の総合防除に関する普及や防除指導に活用するものとする。

(6) 防除等に関する専門的知見を持つ団体、民間事業者

- ① 防除等に関する専門的知見を持つ団体は、農作物や指定有害動植物に関する最新の科学的知見、総合防除に資する防除技術、国及び都道府県の施策に関する情報の収集及び提供や、地域に合った防除体系の実証等により、都道府県や農業者団体等による農業者への総合防除に関する普及や防除指導が円滑なものとなるよう努めるものとする。
- ② 農薬や防除資材等を扱う民間事業者は、農業者等への農薬や防除資材等の安定供給に努めるとともに、関連する技術情報を積極的に提供することにより、農薬等の適正利用の推進を図り、都道府県や農業者団体等による農業者への防除指導が円滑なものとなるよう努めるものとする。

(7) 農業者

農業者は、自ら栽培する農作物の安定生産を図り、周辺ほ場や地域への指定有害動植物のまん延を防止するため、総合防除の実施について主体的な役割を有している。

このことから、農業者は、都道府県や農業者団体等による防除指導を活用し、所在する都道府県の総合防除計画に即した総合防除の実施に努めるものとする。また、都道府県や農業者団体等が開催する総合防除の内容に関する研修会等へ参加する等、地域の指定有害動植物の総合防除に必要な情報収集等に取り組むことにより、指定有害動植物の総合防除の内容に関する理解の醸成や、自らの取組状況の検証等に努めるものとする。

第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項

1 総合防除の実施

指定有害動植物の総合防除は、

- (1) 土壌診断に基づく施肥管理や健全な種苗の使用、農作物の残さの除去など、指定有害動植物の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施（予防）、
 - (2) 発生予察情報の活用や、ほ場の見回り等農業者自らが指定有害動植物の発生状況の観察等を行うことによる、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断（判断）、
 - (3) 指定有害動植物の発生状況等を踏まえて防除が必要と判断した場合に、当該指定有害動植物の駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施（防除）
- の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施されるものとする。

2 総合防除の内容

法第22条の3第2項第2号において、都道府県知事は、総合防除計画において、指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容を定めるものとされている。

指定有害動植物の予防に関する措置、判断及び防除に関する措置は多種多様であり、また、同じ指定有害動植物であっても、気象や農作物の栽培及び生育状況等の地域の実情により、その内容は異なる場合がある。

このため、都道府県知事は、総合防除計画において総合防除の内容を定めるに当たっては、

地域の実情に応じて、総合防除に取り組むべき指定有害動植物を選択した上で、当該指定有害動植物の種類ごとに、別紙１に記載した各都道府県で利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等による基本的な事項を参考に定めるものとする。なお、別紙１の基本的な事項のほか、地域における課題等に対して新たに開発及び実証された防除技術等がある場合には、それらを取り入れることが望ましい。

さらに、都道府県内においても、地域によって総合防除の内容は異なる場合があることから、都道府県は総合防除計画で定めた総合防除の内容に即し、各地域での実証等を通じて、当該地域により適した防除体系の確立及びそれに沿った防除指導を図ることが望ましい。

なお、都道府県知事は、総合防除の内容を定めるに当たって、化学農薬の使用だけではなく、発病株及び発病部位の除去並びに適切な処分等の耕種的な防除措置、防虫ネットの設置や種子の温湯処理等の物理的な防除措置など、有機農業者であっても継続して有機の農業生産に取り組むことができるよう、複数の選択肢を用意して示すことが重要である。

第３ 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項に関する基本的な事項

１ 遵守事項

- (１) 法第 22 条の 3 第 3 項において、都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があると認めるときは、総合防除計画において、指定有害動植物の種類ごとに遵守事項を定めることができるものとされている。

遵守事項は、指定有害動植物のまん延を防止するため、地域の全ての農業者が必ず取り組むべき事項を明らかにする観点から、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び駆除又はまん延の防止の方法を示すものである。

- (２) 指定有害動植物の予防及び防除に関する措置は多種多様であり、また、同じ指定有害動植物であっても、気象や農作物の栽培及び生育状況等の地域の実情により、その内容は異なる場合がある。

このため、都道府県知事は、遵守事項を定めるに当たっては、地域の実情に応じて、対象とする指定有害動植物を選択した上で、当該指定有害動植物の種類ごとに、別紙２に記載した基本的な事項を参考に定めるものとする。

- (３) また、指定有害動植物の異常発生時においては、平時と異なり、組織的かつ強力に、また、速やかに指定有害動植物のまん延を防止する必要がある。

このことを踏まえ、都道府県知事は、異常発生時防除に係る遵守事項を定めるに当たっては、地域の実情に応じて、対象とする指定有害動植物を選択した上で、当該指定有害動植物の種類ごとに、別紙２に記載した基本的な事項を参考に遵守事項を定めるものとする。

- (４) 都道府県知事は、遵守事項を定めるに当たって、化学農薬の使用だけではなく、発病株及び発病部位の除去並びに適切な処分等の耕種的な防除措置、防虫ネットの設置や種子の温湯処理等の物理的な防除措置など、有機農業者であっても継続して有機の農業生産に取り組むことができるよう、複数の選択肢を用意して示すことが重要である。

2 指導及び助言

都道府県知事は、総合防除計画において遵守事項を定めた場合において、当該指定有害動植物に対する防除が適正に行われることを確保するため必要があるときは、法第 24 条の 2 に基づき、農業者に対して、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うものとされている。

都道府県知事は、遵守事項に即した防除が適正に行われるよう、総合防除の必要性や遵守事項の内容等について、農業者団体等との連携により、平時の防除指導時から農業者の理解の促進に努めるものとする。

3 勧告

都道府県知事は、2 に基づく指導又は助言を行ったにもかかわらず、遵守事項に即した防除が行われず、対象とする指定有害動植物の過去の発生時における地域のまん延や損害の発生状況等から、当該指定有害動植物がまん延することにより農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、法第 24 条の 3 第 1 項に基づき、当該農業者に対して、期限を定めて、改善すべき事項等を記載した文書を交付して遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができるものとされている。

当該農業者が勧告に係る措置をとるべき期限として定める期間は、当該都道府県知事が、当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培状況など、当該地域の実情を勘案して、当該指定有害動植物のまん延を防止するために適当な期間を定めるものとする。当該期間が経過した後、当該都道府県は、速やかに、勧告に係る措置が行われていることを確認するものとする。

4 命令

都道府県知事は、3 における確認の結果、当該農業者が当該勧告に従わない場合であって、特に必要があると認めるときは、法第 24 条の 3 第 2 項に基づき、当該農業者に対して、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨等を記載した文書を交付して勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとされている。

当該農業者が措置をとるべき期限として定める期間は、当該都道府県知事が当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培状況など、当該地域の実情を勘案して、当該指定有害動植物のまん延を防止するために適当な期間を定めるものとする。当該期間が経過した後、当該都道府県は、速やかに、命令に係る措置がとられていることを確認するものとする。

5 遵守事項に即した防除の実施状況等の確認

2 から 4 までの遵守事項に即した防除の実施状況等の確認は、当該都道府県が、発生予察事業におけるほ場調査等（以下「発生予察調査」という。）や、法第 24 条の 4 に基づく立入調査その他都道府県知事が適切と認める方法（以下「立入調査等」という。）により行うものとする。立入調査等においては、該当ほ場等における指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況等の確認、農薬散布等の作業日誌の確認、当該農業者や周辺ほ場の農業者

等への聴取り等を行うことにより、遵守事項に即した防除の実施状況や、指定有害動植物のまん延による農作物への重大な損害の発生のおそれがあるかどうか等を確認するものとする。

6 異常発生時防除における勧告及び命令

異常発生時防除に係る遵守事項に即した防除が行われない場合における勧告及び命令についても、3から5までと同様に取り扱うものとする。

ただし、平時と比べて、指定有害動植物が異常な水準で発生し、その急激なまん延を速やかに防止する必要がある場合、都道府県知事は、農業者が遵守事項に即した防除を行わないことと、当該指定有害動植物がまん延することとの因果関係は問わずに、遵守事項に即した防除に係る勧告及び命令を行うことができるものとする。

第4 法第23条第1項に規定する発生予察事業の対象とする指定有害動植物その他当該発生予察事業に関する事項

1 発生予察事業

法第23条第1項において、発生予察事業は、有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業とされている。

農林水産大臣は、総合防除基本指針に基づき、発生予察事業の対象とする指定有害動植物について、都道府県の承諾を得て定める計画に基づいて発生予察事業を実施するものとする。都道府県は、当該計画に従い国の発生予察事業に協力しなければならない。

2 発生予察事業の対象とする指定有害動植物

発生予察事業の対象とする指定有害動植物は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第40条に規定する指定有害動植物のうち、農作物の栽培期間中の気象や、周辺の環境状況等により急激にまん延する傾向があるものについて、別紙3のとおり定めるものとする。

3 発生予察事業の実施

- (1) 都道府県は、発生予察調査を実施し、各地域における指定有害動植物の発生状況を把握するものとする。また、気象情報、海外や近隣都道府県における指定有害動植物の発生状況など、当該都道府県における指定有害動植物の発生動向の予測や解析に利用可能な情報を幅広く収集し、これら情報による総合的な判断に基づいた農作物への損害の発生の予察を行うものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に関する発生予察情報について、農業者に迅速に提供することにより、適時かつ適切な防除指導に努めるものとする。この情報提供に当たっては、市町村や農業者団体等に対して多様な媒体を活用することにより迅速かつ確実な伝達を行うのみならず、ICT技術の活用等により農業者等に直接提供する体制の整備に努めるものとする。

- (3) 都道府県知事は、発生予察情報を適時に国へ報告するものとする。
- (4) 国は、各都道府県の発生予察情報を定期的に取りまとめ、全国的な指定有害動植物の発生予報を公表するものとする。また、年度ごとに指定有害動植物の全国の発生状況及び防除の実施状況等を取りまとめ公表するものとする。
- (5) 国は、ドローン、AI、IoT等の先進技術の活用により、より精緻で省力的な発生予察手法の確立に努めるとともに、都道府県や農業者団体等との連携の下、新しい調査手法の実証及び積極的な導入等により発生予察の高度化・効率化を図るものとする。

第5 法第24条第1項に規定する異常発生時の基準に関する事項

1 異常発生時防除

法第24条第1項において、農林水産大臣は、発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情に鑑み、指定有害動植物の異常発生時であって、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、関係都道府県知事に、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うよう指示することができるものとされている。

2 異常発生時の基準

農林水産大臣は、発生予察調査やほ場調査等の結果、都道府県における指定有害動植物の発生程度が、発生予察調査における「甚」の基準を大きく上回り、かつ、その発生が局地的でない状況に至った場合等において、その都度速やかに当該指定有害動植物の性質に関し専門の学識経験を有する者から、①まん延の速度が急激である状況、②通常の防除措置では農作物への損害の発生を抑えられない状況、③当期又は次期作の農業生産に明らかな影響を及ぼす状況、に該当するかどうか等の意見を聴いた上で、異常発生時に該当するかどうかの判断を行うものとする。

第6 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容に関する基本的な事項

1 異常発生時防除の実施

法第24条第2項において、都道府県知事は、異常発生時防除の指示を受けたときは、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、速やかに、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定めなければならないものとされている。

当該都道府県知事は、異常発生時防除の指示を受けたときは、都道府県内における当該指定有害動植物の急激なまん延を防止するため、当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況など、当該地域の実情を勘案した上で、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示するものとする。

2 異常発生時防除の内容

第5の1において、農林水産大臣が指示する異常発生時防除の内容は、別紙4に示す基本

的な事項に即したものとすることを基本とする。

法第 22 条の 3 第 2 項第 3 号において、都道府県知事は、総合防除計画に、異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項を定めるものとされている。

都道府県知事は、当該事項を定めるに当たっては、地域の実情に応じて、対象とする指定有害動植物を明確にした上で、別紙 4 に記載した基本的な事項を参考に、速やかに実施することのできる異常発生時防除の内容を具体化するものとする。また、第 1 の 3 (2) に従い、当該都道府県内の市町村や農業者団体等との連携等の異常発生時防除の実施体制に関する事項を定めるものとする。

なお、都道府県知事は、異常発生時防除の内容を定めるに当たって、化学農薬の使用だけでなく、発病株及び発病部位の除去並びに適切な処分、早期収穫等の耕種的な防除措置の徹底など、有機農業者であっても継続して有機の農業生産に取り組むことができるよう、複数の選択肢を用意して示すことが重要である。

第 7 その他必要な事項

1 「総合的病害虫・雑草管理」とのかかわり

平成 17 年 9 月に、国は、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小限にし、農業全体を、環境保全を重視したものに転換することにより、消費者に支持される食料供給の実現を目的とした「総合的病害虫・雑草管理」(以下「I P M」という。)を定義した。また、I P M の推進に向け、実践指針を策定するとともに、これに基づき都道府県等が農作物ごとに各工程における具体的な取組項目を整理できるよう I P M 実践指標モデルを作成し、農業者等自身による I P M に関する取組の検証や、農業者団体等と連携した I P M 実践地域の育成等、その普及に向けた取組を進めてきたところである。

I P M は、予防、判断及び防除の各段階において、利用可能な全ての防除技術について経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講ずることを基本としている。この考え方自体は、法第 22 条第 2 項に定義する総合防除と変わることはないが、今後は、新たな科学的知見や先進的な防除技術も活用しながら、法第 1 条に定める法の目的に即し、有害動植物の発生の予防に重きを置いた総合防除を基本として、広く農業者等に対して総合防除の普及・推進を図るものとする。

2 総合防除の実施に関する体制整備及び人材育成

(1) 体制整備

地域における指定有害動植物の総合防除に関する課題等に迅速・適切に対応していくためには、当該指定有害動植物の防除対策に同様の課題等を抱える都道府県が連携し、当該指定有害動植物に関する科学的知見や防除技術等に関する情報を共有するとともに、課題解決に向けた研究開発や地域に合った防除体系の実証等を役割分担しながら進めていくことが重要である。

このため、国は、このような共通の課題を抱える各都道府県の連携が円滑に図られるよう、農政局等の地域ブロックごとに開催する植物防疫に関する担当国会議や植物防疫の関

係者から構成される協議会等を活用することにより、総合防除等に関する知見や課題等の共有等に努めるものとする。また、都道府県は、広域的な課題の検討及び解決のため、平時から都道府県間での情報共有や技術協力等に努めるものとする。

さらに、国は、農薬、農業機械、経営管理ソフトウェア等のメーカーが、専門的な知識を活かして有効な化学農薬や散布方法など、新しい防除技術等の開発・実装を推進している状況を踏まえ、都道府県等が円滑に防除指導を行えるよう、A I、I C T、経営管理ソフトウェア等の先進技術の積極的な活用など、試験研究機関や関連する民間事業者等との連携強化を進めていくものとする。

(2) 人材育成

地域の実情に応じた指定有害動植物の総合防除を農業者に広く普及していくためには、防除指導者の計画的な育成や、防除に関する技術を有する人材の活用が必要である。

このため、国は、都道府県や農業者団体等を対象とした研修において、防除指導をする上での必要な科学的知見や施策情報等を提供することにより、都道府県等の職員の資質の向上を図るものとする。

都道府県は、総合防除計画に基づき、市町村や農業者団体等と連携し、防除指導者の継続的な技術や知識の習得及び向上や、新たな指導者の育成のために、計画的な研修の実施等に努めるものとする。

3 農薬の適正使用

(1) 農薬の適正使用

防除手段として農薬を利用するに当たっては、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも、安全かつ適正な使用の確保が極めて重要である。

このことから、国及び都道府県は、農業者団体等とも連携し、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）等の関係法令に基づく農薬の適正使用等についての指導、農薬やその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等を行うものとする。

(2) 薬剤抵抗性の発達回避

化学農薬の使用に伴う薬剤抵抗性の発達リスクは、有害動植物の種類や、有害動植物における化学農薬の作用点の違いにより、その程度が異なることが報告されている。また、農作物の栽培地域の気象条件、栽培品種、栽培方法等の違いに基づく有害動植物の発生量及び化学農薬の使用回数の多少によっても、薬剤抵抗性の発達リスクは異なる。

このことから、総合防除における化学農薬の使用に当たっては、薬剤抵抗性の発達回避に資するため、都道府県や農業者団体等は、化学農薬の作用機構分類（R A C コード）を踏まえた防除指導、薬剤抵抗性や化学農薬の作用機構分類に係る農業者等の理解の醸成等を図るものとする。

また、薬剤抵抗性の発達の有無に基づく十分な防除効果が得られる化学農薬の選択や、農業者への最適な防除指導に資するため、都道府県は、地域の実情に応じて、各地域にお

ける有害動植物の薬剤抵抗性の発達の有無をモニタリングし、農業者団体等の関係者に情報共有するとともに、その結果を国に報告するものとする。国はその情報を取りまとめ、都道府県を含めた関係者と情報共有を図るものとする。

4 総合防除基本指針の見直し

法第 22 条の 2 第 3 項の規定に基づき、国は少なくとも 5 年ごとに総合防除基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更するものとされている。このため、国は、最新の科学的知見の収集や、指定有害動植物の発生状況の整理及び動向の把握等に努めるものとする。

(別紙1) 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項

(総論)

- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理、たい肥や緑肥等の活用による土作り、土壌の排水性改善、土壌や培地の消毒、健全な種苗、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種の使用、有害動植物の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等により、有害動植物が発生しにくい生産条件を整備する。
- ・ ほ場内を見回り、又は必要に応じて粘着シート等を設置し、有害動植物の発生や被害状況を把握するとともに、都道府県が発表する発生予察情報や過去の有害動植物の発生動向、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。
- ・ 防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、有害動植物の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。
- ・ 作物の生育及び有害動植物の発生状況に合わせ、有害動植物の被害を確実に抑えながら、薬剤の使用が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用液量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。
- ・ 薬剤散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、個々の薬剤の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の保護に努める。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性又は薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
- ・ 種子伝染性の有害植物について、採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。
- ・ 農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水を適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- ・ 各農作業の実施日、有害動植物の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。
- ・ 都道府県や農業者団体等が開催する有害動植物の総合防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。

〇いね

【一般事項】

(予防に関する措置)

- ・ けい畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している有害動植物を駆除することにより、有害動植物の密度低下を図る。
- ・ 翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。
- ・ 土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。
- ・ ケイ酸質肥料の施用により、植物体を固くする。
- ・ 常発する有害動植物に対して、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を使用する。

・種子の更新等により、無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選別する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。 ・平年の有害動植物の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。 ・有害植物の発生が認められた苗を速やかに処分する。 ・代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。 ・健全な苗を選抜し、移植する。 ・品種に応じた適切な密度又は本数で移植する。 ・発病が認められた苗を、採種ほ場の周辺に移植しない。 （判断、防除に関する措置） ・都道府県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 ・けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。		
指定有害動植物		総合防除の内容
い ね	イネドロ オイムシ	（予防に関する措置） ・本指定有害動植物の越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、けい畔等のいね科雑草を除草する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
	イネミズ ゾウムシ	（予防に関する措置） ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。 ・深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	コブノメ イガ	（予防に関する措置） ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 （判断、防除に関する措置） ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	スクミリ	①未発生ほ場の場合

	ンゴガイ	(予防に関する措置) ・水路を介した侵入を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・未発生の水田へ、本指定有害動植物を除草目的等で持ち込まない。 ・発生ほ場での作業後には農機具を洗浄し、未発生ほ場への土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。 ②発生ほ場の場合 (予防に関する措置) ・苗の移植前（春季）又は収穫後（秋季）に石灰窒素を施用する。 ・冬季に耕起を実施する。 ・冬季に水路の泥上げを実施する。 ・水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・食害を受けにくい中苗又は成苗を移植する。 (判断、防除に関する措置) ・苗の移植期前に水田や水路の成貝を捕殺するとともに、卵塊を水中に落とす。 ・苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成貝を捕殺する。 ・適期（苗の移植期まで）の薬剤散布を実施する。 ・苗の移植後3週間まで、本指定有害動植物の行動を抑制するために、水深4 cm以下の浅水管理を実施する。
	セジロウ ンカ	(予防に関する措置) ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 (判断、防除に関する措置) ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	ツマグロ ヨコバイ	(予防に関する措置) ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 しゃ ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動植物の侵入を防ぐ。 ・けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。

		(判断、防除に関する措置) ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、ほ場への侵入時期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	トビイロウンカ	(予防に関する措置) ・抵抗性品種を使用する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・本指定有害動植物が定着しやすい時期を避けるよう、移植時期を前後にずらす。 ・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。 ・水管理について、数日間隔で湛^{たん}水及び落水を繰り返す。 (判断、防除に関する措置) ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
	ニカメイガ	(予防に関する措置) ・抵抗性が高い品種を使用する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報等を参考に、第一世代を対象として薬剤散布等を実施する。
	斑点米カメムシ類	(予防に関する措置) ・出穂2週間前までに、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・けい畔にグランドカバープランツを植栽することにより、いね科雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 ・近隣地域のほ場における収穫後に、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。

		(判断、防除に関する措置) ・発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布等を実施する。
	ヒメトビ ウンカ しま (縞葉枯 病ウイルス)	(予防に関する措置) ・抵抗性品種を使用する。 ・けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動植物の侵入を防ぐ。 ・縞葉枯病感受性品種を使用する場合には、本指定有害動植物のほ場への飛込み時期の移植を避ける。 ・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・冬季に、本指定有害動植物の越冬場所となる、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。 (判断、防除に関する措置) ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
	フタオビ コヤガ	(予防に関する措置) ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後の稲わらを適切に処分し、さなぎ 蛹 を死滅させる。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
	稲こうじ 病菌	(予防に関する措置) ・田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。 ・無病ほ場から採種する。 ・転炉スラグ又は生石灰を土壌に施用・混和する。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報等を参考に、出穂前の適期に薬剤散布等を実施する。
	いもち病 菌	(予防に関する措置) ・穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・抵抗性品種を使用する。

		・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・補植用の取置苗は本指定有害動植物の発生源となることから、早期に除去する。（葉いもち） ・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。（判断、防除に関する措置） ・発病株を抜き取る。（苗いもち） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。（葉いもち及び穂いもち） ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。
	ごま 葉 枯 病菌	（予防に関する措置） ・無病種子を使用する。 ・堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用する。 ・深耕や客土により土壌改良に努める。 ・窒素質肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。 ・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。 ・被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	白 葉 枯 病 菌	（予防に関する措置） ・抵抗性品種を使用する。 ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。 ・露があるときには、発生ほ場内に入らない。 ・冬季に、本指定有害動植物の越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。 （判断、防除に関する措置） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。
	苗 立 枯 病 菌	（予防に関する措置） ・本指定有害動植物に汚染された床土を使用しない。 ・前年と同じ育苗箱を用いる場合には、使用前に消毒する。 ・育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。

		(判断、防除に関する措置) ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・育苗中に発生を認めた場合には、速やかに発病株の抜取りを実施する。 ・発生が認められた育苗箱は健全な苗から隔離し、発生が拡大する前に健全な苗を用いて田植えを行う。
	ばか苗病菌	(予防に関する措置) ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理又は温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理）する。 ・育苗箱等の農業用資材を消毒する。 (判断、防除に関する措置) ・育苗時に発病株を抜き取る。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認めた場合には、速やかに抜き取り、処分する。
	もみ枯細菌病菌	(予防に関する措置) ・無病ほ場から採種する。 ・育苗においては、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・高温下での育苗管理を避ける。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	紋枯病菌	(予防に関する措置) ・過繁茂にならないよう留意する。 ・代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 ・けい畔、水路等の雑草を除草する。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。

○むぎ		
【一般事項】 (予防に関する措置) ・窒素過多を避ける。		
指定有害動植物	総合防除の内容	
む	赤かび病菌	(予防に関する措置)